

令和 7 年度 市営住宅入居案内書

☆本年度の市営住宅の募集を次のとおり行います。

	募集受付期限(予定)	入居者選考委員会 開催予定時期	入居予定時期
第 1 回	令和 7 年 4 月下旬まで	令和 7 年 5 月中旬	令和 7 年 7 月下旬
第 2 回	令和 7 年 6 月下旬まで	令和 7 年 7 月中旬	令和 7 年 8 月下旬
第 3 回	令和 7 年 8 月下旬まで	令和 7 年 9 月中旬	令和 7 年 9 月下旬
第 4 回	令和 7 年 10 月下旬まで	令和 7 年 11 月中旬	令和 7 年 12 月下旬
第 5 回	令和 7 年 12 月下旬まで	令和 8 年 1 月中旬	令和 8 年 2 月下旬
第 6 回	令和 8 年 2 月下旬まで	令和 8 年 3 月中旬	令和 8 年 4 月下旬

※その時により空室状況は変動します。

☆申込内容を確認する必要がありますので、申込書は本人又は入居する家族(未成年者不可)の方が原則持参してください。

☆申込時には「市営住宅入居申込書及び添付書類」、個人番号確認書類、本人確認書類を持参してください。

- ・個人番号確認書類
(個人番号カード・マイナンバー記載の住民票又は記載事項証明・通知カード[住民票記載事項と一致している限り有効])
- ・本人確認書類
(1) 次の書類から 1 点
(運転免許証・住基カード・個人番号カード・パスポート・在留カード・障害者手帳)
(2) (1) が困難の場合次の書類から 2 点
(健康保険の資格確認書・年金手帳・児童扶養手当証書 等)

問合せ先 富士吉田市都市政策課
富士吉田市下吉田 6 丁目 1 番 1 号
TEL 0555-22-1111 内線 292・293

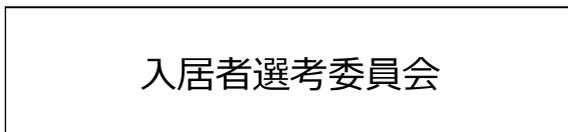
目次

1 申込みから入居まで	3
2 申込資格	4
3 政令月収額の計算方法	6
4 申込書添付書類	7
5 入居手続き	8
6 市営住宅の入居にあたり	9

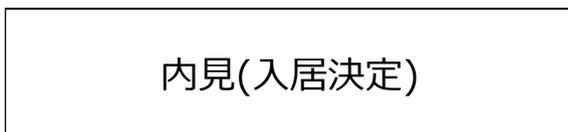
1 申込みから入居まで



※ 市営住宅の申込みについては、申込み要件がありますので、この案内書を良く読んでお申込ください。



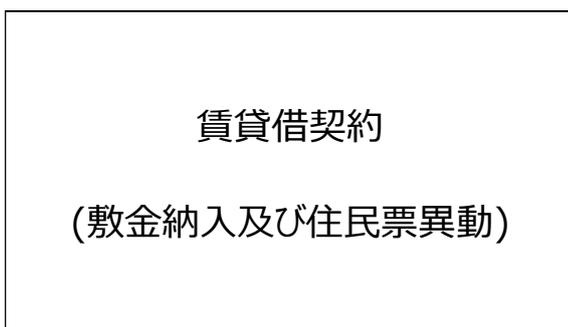
※ 委員会で入居者の選考に関する事項を調査及び審議します。



※ 委員会の選考順において、希望住宅の内見をしていただきます。



※ 市で入居決定した住宅のルームクリーニングを含め、入居可能な状態に修繕します。



※ 入居決定した住宅の内装修繕完了後に賃貸借契約を締結し、敷金(当初月額家賃の3か月分)の納入及び住民票の異動をしていただきます。



※ 使用上のきまりを守って、お互いが快適に暮らせるように心掛けましょう。

2 申込資格

1 申込みの資格（条 6）

次の要件をすべて備えている方に限ります。

（1）同居親族等がいること。（条 6-1）

また、60 歳以上の方、或いは規則で定める障害者手帳をお持ちの方、生活保護を受けている方、DV 被害者、ハンセン病療養所入所者等はお一人でも入居できますが（規 1-2）、対象住宅は戸当り床面積 55 m²以下の住宅となります。

※同居親族等とは親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）

又は児童（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童をいう。）若しくは親族に準ずる者として市長が定めるもので、現に同居し、又は同居しようとするものをいう。

※規則で定める障害の程度

身体障害	等級	1	2	3	4		
精神障害	等級	1	2	3			
知的障害	等級	A-1	A-2a	A-2b	A-3	B-1	B-2

（2）入居者の収入（別添 公営住宅入居資格所得基準参照）が①から⑤に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ①から⑤に定める金額を超えないこと（条 6-2）

① 入居者又は同居者にアからオまでのいずれかに該当する方がいる場合 **214,000 円**

ア 障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう

身体障害者福祉法施行規則 別表第 5 号※身体障害者手帳

※規則で定める障害の程度

身体障害	等級	1	2	3	4		
精神障害	等級	1	2				
知的障害	等級	A-1	A-2a	A-2b	A-3	B-1	

イ 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

第 2 条 この法律において「戦傷病者」とは、軍人軍属等であつた者で第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けているものをいう。

戦傷病者特別援護法施行令 別表 ※戦傷病者手帳

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方※被爆者健康手帳

エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない方

オ ハンセン病療養所入居者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13 年法律第 63 号）第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等

第 2 条 この法律において「ハンセン病療養所入所者等」とは、次に掲げる者をいう。以下略

②入居者が60歳以上の方であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方である場合 **214,000円**

③ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの方がいる場合 **214,000円**

④ 災害により滅失した住宅に居住していた方が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係る市営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる市営住宅に入居する場合 **214,000円** (当該災害の発生の日から3年を経過した後であつては **158,000円**)

⑤ ①から④までに掲げる場合以外の場合 **158,000円**

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。(条6-3)

(4) 市町村税を滞納していないこと。(条6-4)

(5) 申込者及び同居親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。(条6-5)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(6) 現在、公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅に入居していないこと。

(7) 連帯保証人を立てられること。(条11-1)

■連帯保証人の要件(規6)

① 国内に住所を有している者。

② 独立の生計を営んでいること。

③ 賃貸借契約締結時の月額家賃に12を乗じて得た額を根保証極度額(以下「極度額」という。)とし、その極度額を限度に当該入居決定者の家賃その他の当該市営住宅に係る一切の債務を保証することを承諾できる者であること。

④ 公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅に入居していないこと。

⑤ 収入を有し、市町村税を滞納していないこと。

⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

(8) 単身入居者は身元引受人を立てられること。(連帯保証人が兼ねることも可)

※身元引受人の要件

① 国内に住所を有していること。

★注：入居者及び連帯保証人が外国籍の方については、中長期以上(特別永住者含む)の在留資格があり賃貸借契約の内容が理解できる方に限ります。

3 政令月収額の計算方法

公営住宅入居資格所得基準

所得基準額

一般世帯 158,000円以下（1ヶ月）

裁量階層 214,000円以下（1ヶ月）

※申込人に2人以上所得がある場合には、所得を合算して計算します。また、各種控除には給与所得等控除、扶養控除、老人扶養控除、特定扶養控除、障害者控除（普通・特別）、寡婦控除又はひとり親控除があります。

- 給与所得者の入居資格所得計算

給与所得控除後の金額の合計 - （各種控除）

12ヶ月

- 自営業者の入居資格所得計算

確定申告した年間所得額 - （各種控除）

12ヶ月

《参考》入居者資格の収入基準額

給与所得者の場合（年収）

申込資格	世帯の 政令月収	給与所得者が1人の場合の世帯の人数による年収						
		単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯
一般世帯	158,000	2,968,000	3,512,000	3,996,000	4,472,000	4,948,000	5,424,000	5,896,000
	円以下	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満
裁量階層	214,000	3,888,000	4,364,000	4,836,000	5,312,000	5,788,000	6,264,000	6,720,014
	円以下	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満

自営業者の場合（所得金額）

申込資格	世帯の 政令月収	自営業者の場合の世帯の人数による年間所得						
		単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯
一般世帯	158,000	1,896,012	2,276,012	2,656,012	3,036,012	3,416,012	3,796,012	4,176,012
	円以下	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満
裁量階層	214,000	2,568,012	2,948,012	3,328,012	3,708,012	4,088,012	4,468,012	4,848,012
	円以下	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満

年金所得者の場合（所得金額）※65歳以上

申込資格	世帯の 政令月収	年金所得者が1人の場合の世帯の人数による年収						
		単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯
一般世帯	158,000	3,096,012	3,534,683	4,041,350	4,495,309	4,942,368	5,389,426	5,836,485
	円以下	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満
裁量階層	214,000	3,924,016	4,391,779	4,838,838	5,285,897	5,732,956	6,180,015	6,627,073
	円以下	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満

4 申込書添付書類

(1) 市営住宅入居申込書及び同意書

※収入の有無に関係なく入居者全員のマイナンバーを記載してください。

※17 歳以上（又は、高校 2 年生以上）の名義人を含む世帯員の方は、裏面の同意書に自署で記入してください。

※申込世帯員(入居予定者)の課税証明書は不要ですが、以下の各号に該当する方は別途書類の提出が必要です。

1. 入居予定者で年の途中に就職・転職している方 = 給与見込証明書・退職証明書
2. 入居予定者で年の途中に退職しており、その後再就職をしていない方 = 退職証明書
3. 入居予定者で退職の予定が確定している方 = 退職予定証明書

(2) 連帯保証人の前年の収入を証明する書類（課税証明書・源泉徴収票等[自営業の方は確定申告書の写し]

※連帯保証人で年の途中に就職・転職している方 = 給与見込証明書・退職証明書

(3) 完納証明書（過去から現在まで税金の滞納がないという証明書）（所得のある世帯員及び連帯保証人）

※富士吉田市役所の税務課証明窓口で発行しています。

他市町村については、準ずる証明書。（ない場合は納税証明書でも可）

(4) 婚約している方は、婚約承諾書

(5) 入居収入基準が緩和されることとなる場合にはそれを証する書類

- ・障害を持っている方は、**障害者手帳**又は**療育手帳**の写し
- ・法律婚によらないで母又は父となった者で現に法律婚をしていないもの（非婚の母（父））については、**戸籍謄本**又は**改正原戸籍**

(6) その他市長が必要と認める書類

- ・外国籍の方は、在留カード又は特別永住者証明書の写し（該当する入居者及び連帯保証人）
- ・RESIDENCE CARD or SPECIAL PERMANENT RESIDENT CERTIFICATE
- ・持ち家がある場合、取壊し又は売却を証明できる契約書等（賃貸借契約者は不可）
- ・事実上婚姻関係と同様の事情にある方で内縁者は、住民票（世帯全員）[続柄欄に夫(未届)又は妻(未届)と記載があること]
- ・事実上婚姻関係と同様の事情にある方でパートナーシップ宣誓者は、山梨県パートナーシップ宣誓書受領証又は山梨県パートナーシップ宣誓制度と同様の制度を有する自治体からのパートナーシップに係る証明書の写し（すでに同居されている方は住民票(世帯全員)[続柄欄に縁故者と記載があること]及びパートナーシップに係る証明書等の写し)
- ・里親制度における里親は、里親委託(措置)決定通知書の写し及び誓約書(里子関係)

※申込書提出時に名義人となる方の次の書類が必要となります。

・**個人番号確認書類** 次のうちいずれか

個人番号カード・マイナンバー記載の住民票又は記載事項証明・通知カード[住民票記載事項と一致している限り有効]

・**本人確認書類**

(1) 次の書類から 1 点

運転免許証・住基カード・個人番号カード・パスポート・在留カード・障害者手帳

(2) (1)が困難の場合次の書類から 2 点

健康保険の資格確認書・年金手帳・児童扶養手当証書 等

5 入居手続き

※入居者選考委員会の選考順において、希望住宅の内見をしていただきます。

※入居決定した住宅の内裝修繕完了後、連絡しますので契約する日時を都市政策課にお伝えください。

事前に連絡なく契約のために来庁された場合には、契約ができませんので御了承ください。

- 市営住宅賃貸借契約書に契約者、連帯保証人ともに記名・押印する。
(入居者は認印、連帯保証人は実印を契約書2部それぞれに押印する。)
- 市営住宅連帯保証人誓約書の内容を確認し、契約者、連帯保証人ともに記名・押印する。
- 連帯保証人の印鑑登録証明書を用意する。
- 市営住宅敷金(家賃3ヶ月分)・日割り家賃を用意する。
- 入居日にあわせて、電気・水道・ガス等の手続きをする。
- 記名・押印した市営住宅賃貸借契約書および市営住宅連帯保証人誓約書と連帯保証人の印鑑登録証明書を提出する。
- 市民課窓口にて住民票の異動手続きをする。
- 市営住宅敷金及び日割り家賃を納付する。(必要な方)
- 家賃の口座振替の手続き。(要指定金融機関のキャッシュカード) ※市内に窓口のある金融機関
- 住民票を異動した際の他部署での各種手続きをする。(国民健康保険証の住所変更など)

入居者の禁止行為

- 1 住宅周辺の環境を乱し、または他に迷惑を及ぼす行為をすること。
- 2 住宅を他の者に貸し、またはその入居の権利を譲渡すること。
- 3 居住以外の目的で使用し、または用途変更すること。
- 4 住宅を模様替えし、または増築すること。(これらのことをしようとする際には、必ず事前に市役所に届出を行うこと)
- 5 住宅に入居当初の同居親族以外の者を同居させること。(同居承認申請書を提出すること)
- 6 鉄砲、刀剣類、爆発物、その他これらに類する危険なものを製造または保管すること。
- 7 大型の金庫その他重量の大きなものを搬入し、または備え付けること。
- 8 排水管を腐食させる恐れのある液体を流すこと。
- 9 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
- 10 楽器、テレビ、ステレオ等の音を異常に大きく出すこと。
- 11 犬(盲導犬を除く)、猫、その他の猛獣または毒蛇等の近隣に迷惑を及ぼす恐れのある動物を飼育すること。
- 12 掲示板以外の階段や廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。

6 市営住宅の入居にあたり

1 明るく楽しい共同生活を

- ①「富士吉田市営住宅使用許可書」および「富士吉田市営住宅賃貸借契約書」を必ず保管しておいてください。
- ②市営住宅は、地域の方々の協力により、建設することができました。地域の自治会に加入して、そのまわりを守ってください。
- ③入居された皆さんの共同責任において処理する、外灯料金・共同水道等の費用がありますので、班長さんなどにその徴収方法を尋ねてください。
- ④降雪時の雪かき等は、市では実施しないため、皆さん協力しあって作業を行ってください。
- ⑤市営住宅は、共同生活ですから、お互い協力して快適に過ごせるようにしましょう。

2 環境を美しく

- ①団地の道路に凹凸を発見したら、あまり大きくならないうちに、市役所へ連絡してください。
- ②ボール等を壁に投げつけて外壁を汚さないようにしてください。
- ③建物と建物の間隔は、規定に基づいて空けてありますので、自分勝手にいろいろな物を増設することはできません。日照、通用、防災面、団地の美観上からも好ましくありません。
- ④草取り、低木などの枝払いやごみ拾いなど住宅周辺の環境整備に心がけましょう。雑草などが生い茂っていると、火災や害虫の発生、また、ごみの不法投棄などの温床となりやすいので、団地内の皆さん全員が協力し、責任もって管理（草刈り等）を行ってください。

3 家は住み心地よく

- ①建具の動きの悪いものは、早期に手入れをしましょう。
- ②水洗便所には、新聞紙、脱脂綿、ゴム製品などは流さないようにしてください。
- ③コンセントのタコ足配線は熱をもち、発火等の恐れがあり、危険ですのでしないでください。
- ④電気器具や配線の安全限度をよく知っておきましょう。

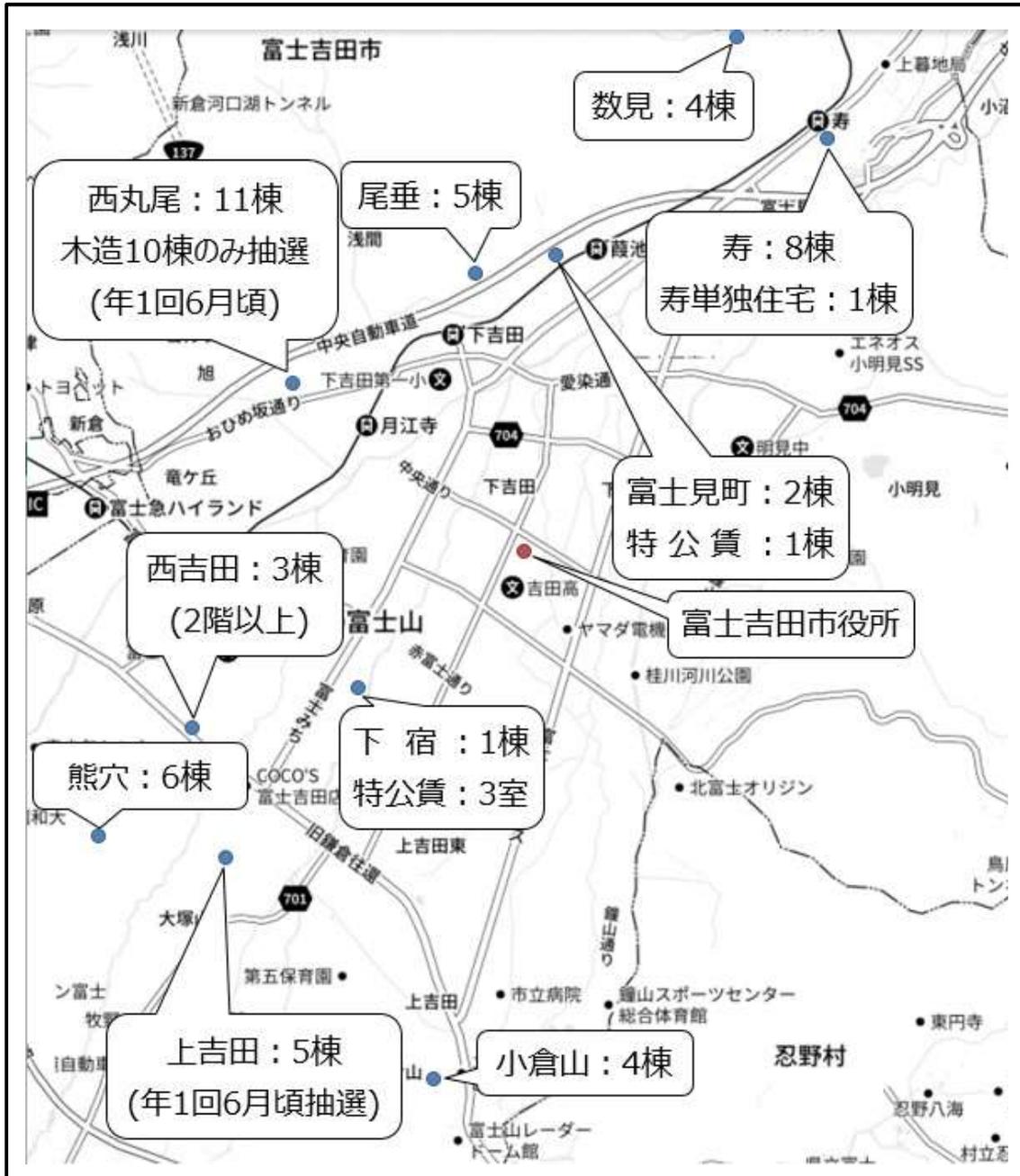
4 火災その他の危険防止について

- ①火災の予防には、細心の注意を払ってください。
- ②住宅にはエレベーターや窓、ベランダの手すりなど、子どものいる家庭にとっては、危険な場所がたくさんあります。よじ登らせないように注意してください。
- ③ガスが完全に燃焼するには、ガス量の4～5倍の空気が必要です。部屋の換気をよく行うことが大切です。不完全燃焼のガスには、有毒な一酸化炭素が含まれていますので、気をつけましょう。
- ④ガスを使用しないときは、ガスの元栓を閉めておきましょう。

富士吉田市都市政策課及び公募団地の位置図

富士吉田市下吉田 6 丁目 1 番 1 号 富士吉田市役所 3 階

TEL:0555-22-1111



※単身で入居可能な住宅は寿(8号館を除く)・数見(1・2号館)・西丸尾(1DK・2DK)・西吉田・上吉田(1DK・2DK)です。

ただし、西丸尾・上吉田団地は年1回の抽選で空室待ちが必要です。

また、西吉田団地は2階以上のみを公募していますので御了承ください。